

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	266 号	天草市志柿町郷内	前 後	16.2 ～ 23.8	14.3	廃道処分
		同 所 6626 番 2 地先から 6325 番 23 地先まで		14.8 ～ 15.6		

2 区域を変更する期日 平成 18 年 10 月 11 日

熊本県告示第 1013 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 10 月 11 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡苓北線	天草市本町大字本字野田 2788 番 8 地先から 同 所 3096 番 2 地先まで	200	拡幅

2 供用を開始する期日 平成 18 年 10 月 13 日

熊本県告示第 1014 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定により指定居宅サービス事業所の廃止の届出があった。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
特定非営利活動法人ケアセンターやすらぎ 熊本市月出二丁目 2 番 51 号	特定非営利活動法人ケアセンターやすらぎ	平成 18 年 8 月 31 日
えづこヘルパーステーション 熊本市画図町重富字餅溝 568 番 2	社会福祉法人志友会	平成 18 年 10 月 1 日

【訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
高橋整形外科医院 荒尾市原万田 815 番地 2	医療法人社団高整会	平成 18 年 7 月 15 日
秋津レークタウンクリニック 熊本市秋津町秋田 3441 番地 20	医療法人社団熊本労安会	平成 18 年 7 月 31 日

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
よやすの家 熊本市世安町 487 番地	医療法人芳和会	平成 18 年 5 月 31 日
三和クリニックデイケア 熊本市城山下代町 136 番地 3	医療法人三和会	平成 18 年 6 月 1 日

ふれあい館柿の木の家 阿蘇郡小国町黒淵 2959 番地	特定非営利活動法人福祉の町 づくりをすすめる会	平成 18 年 7 月 1 日
--------------------------------	----------------------------	-----------------

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
有限会社ファミリーライフくまもと 熊本市出町 4 番 3 号	有限会社ファミリーライフく まもと	平成 18 年 4 月 24 日

熊本県告示第 1015 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定により指定居宅介護支援事業所の廃止の届出があった。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
居宅介護支援事業所さくら 熊本市松尾町上松尾 114 番地 12	有限会社介護支援事業所さく ら	平成 18 年 8 月 10 日
有限会社リハビリ介護研究所 熊本市春日一丁目 14 番地 27	有限会社リハビリ介護研究所	平成 18 年 9 月 30 日

熊本県告示第 1016 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定により指定介護予防サービス事業所の廃止の届出があった。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
高橋整形外科医院 荒尾市原万田 815 番地 2	医療法人社団高整会	平成 18 年 7 月 15 日
秋津レークタウンクリニック 熊本市秋津町秋田 3441 番地 20	医療法人社団熊本労安会	平成 18 年 7 月 31 日

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
よやすの家 熊本市世安町 487 番地	医療法人芳和会	平成 18 年 5 月 31 日
三和クリニックデイケア 熊本市城山下代町 136 番地 3	医療法人三和会	平成 18 年 6 月 1 日

熊本県告示第 1017 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定により、指定居宅サービス事業所の変更の届出があった。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
有限会社ヘルパーステーション長嶺 熊本市長嶺東二丁目 1 番 30 号	事業所の所在地	熊本市長嶺東一丁目 4 番 40 号

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
デイサービスセンター陽向きくち A 棟 菊池市野間口 380 番地	事業所の名称	デイサービスセンター陽向の まぐち事業所

熊本県告示第 1018 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定により、指定居宅介護支援事業所の変更の届出があった。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【居宅介護支援】

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
居宅介護支援センター葉山苑天草事業所 天草市本町下河内 1355 番地 2	事業所の所在地	天草市本町下河内 1354 番地

熊本県告示第 1018 号の 2

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定により、指定介護予防サービス事業所の変更の届出があった。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
有限会社ヘルパーステーション長嶺 熊本市長嶺東二丁目 1 番 30 号	事業所の所在地	熊本市長嶺東一丁目 4 番 40 号

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
デイサービスセンター陽向きくち A 棟 菊池市野間口 380 番地	事業所の名称	デイサービスセンター陽向のまぐち事業所

熊本県告示第 1019 号

平成 18 年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算は、平成 18 年 9 月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により公表する。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成18年度熊本県一般会計補正予算（第1号）

平成18年度熊本県の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,310,169千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ732,006,015千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		9,398,481	119,806	9,518,287
	1 分担金	880,628	2,500	883,128
	2 負担金	8,517,853	117,306	8,635,159
2 使用料及び手数料		11,127,462	7,393	11,134,855
	1 使用料	7,857,076	7,393	7,864,469
3 国庫支出金		99,949,699	8,314,962	108,264,661
	1 国庫負担金	33,967,584	2,345,371	36,312,955
	2 国庫補助金	64,456,881	5,961,909	70,418,790
	3 国庫委託金	1,525,234	7,682	1,532,916
4 財産収入		2,596,029	372	2,596,401
	1 財産運用収入	1,017,375	372	1,017,747
5 繰入金		33,027,040	817,769	33,844,809
	1 特別会計繰入金	2,506,327	295,550	2,801,877
	2 基金繰入金	30,520,713	522,219	31,042,932

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6 繰越金		1	19,406	19,407
	1 繰越金	1	19,406	19,407
7 諸収入		38,955,592	570,961	39,526,553
	1 貸付金 元利収入	23,977,968	△ 60,432	23,917,536
	2 受託事業 収入	1,943,155	213,379	2,156,534
	3 雑 入	6,768,336	418,014	7,186,350
8 県 債		89,784,000	2,459,500	92,243,500
	1 県 債	89,784,000	2,459,500	92,243,500
歳 入 合 計		719,695,846	12,310,169	732,006,015

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		30,929,034	651,520	31,580,554
	1 徴税費	6,292,851	58,920	6,351,771
	2 市町村費	4,611,122	592,600	5,203,722
2 民生費		70,325,906	△ 89,008	70,236,898
	1 社会福祉費	45,746,457	72,963	45,819,420
	2 児童福祉費	20,674,779	△ 165,721	20,509,058
	3 災害救助費	1,385	3,750	5,135
3 衛生費		34,961,493	△ 18,655	34,942,838
	1 公衆衛生費	25,503,336	△ 110,164	25,393,172
	2 環境衛生費	6,162,943	85,679	6,248,622
	3 医薬費	746,121	5,830	751,951
4 労働費		2,012,749	446	2,013,195
	1 労政費	240,151	446	240,597
5 農水産業林業費		75,567,094	1,324,849	76,891,943

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 農 業 費	15,835,308	18,806	15,854,114
	2 畜 産 業 費	3,949,000	10,620	3,959,620
	3 農 地 費	31,315,909	56,276	31,372,185
	4 林 業 費	17,187,365	1,236,283	18,423,648
	5 水 産 業 費	7,279,512	2,864	7,282,376
6 商 工 費		27,183,231	98,409	27,281,640
	1 商 業 費	21,707,673	98,409	21,806,082
7 土 木 費		107,378,142	1,842,476	109,220,618
	1 土 木 管 理 費	16,621,222	17,350	16,638,572
	2 道 路 橋りょう費	49,428,420	△ 415,000	49,013,420
	3 河 川 海 岸 費	20,918,082	2,712,976	23,631,058
	4 港 湾 費	4,818,594	20,000	4,838,594
	5 都 市 計 画 費	13,471,315	△ 492,850	12,978,465
8 警 察 費		42,797,563	26,318	42,823,881
	1 警 察 管 理 費	38,769,242	26,318	38,795,560

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
9 教育費		174,282,753	11,378	174,294,131
	1 特殊学校費	9,186,677	11,378	9,198,055
10 災害復旧費		3,419,141	8,462,436	11,881,577
	1 農林水産業 災害復旧費	1,280,181	4,573,090	5,853,271
	2 土木災害 復旧費	2,138,960	3,792,578	5,931,538
	3 警察災害 復旧費		7,664	7,664
	4 教育災害 復旧費		70,581	70,581
	5 民生災害 復旧費		18,523	18,523
歳 出 合 計		719,695,846	12,310,169	732,006,015

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 野外劇場管理運営業務	平成19年度 ～平成21年度	千円 60,036
	年次別内訳	
	平成19年度 平成20年度 平成21年度	20,012 20,012 20,012
2 道路改築事業 (国道266号新天門橋) 上天草市・宇城市	平成19年度	80,000
3 河川総合開発事業 (氷川ダム) 八代市	平成19年度 ～平成22年度	1,860,000
	年次別内訳	
	平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度	800,000 500,000 300,000 260,000
4 周辺障害防止対策事業 (八勢川砂防えん提) 山都町	平成19年度	87,000

2 変 更				
事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	平成19年度 ～平成23年度	千円 1,219,000	平成19年度 ～平成23年度	千円 1,322,000
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成19年度	293,193	平成19年度	314,756
	平成20年度	266,286	平成20年度	287,849
	平成21年度	266,116	平成21年度	287,679
	平成22年度	265,655	平成22年度	287,218
	平成23年度	127,750	平成23年度	144,498

第3表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円			
耕地災害 現年発生国庫 補助事業費	5,000	(借入先) 財務省、日本郵 政公社、公営企業		据置期間を含め 30年以内
教育施設 現年発生国庫 補助事業費	700	金融公庫、会社、 その他		半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
警察施設 現年発生単県 災害復旧事業費	6,000	(借入方法) 証書借入又は証		但し、県財政の
教育施設 現年発生単県 災害復旧事業費	19,000	券発行（他の地方 公共団体との共同 発行を含む。）	年10%	都合により、繰上 償還をなし、又は
福祉施設 現年発生単県 災害復旧事業費	800	(その他) 工事その他の都	以 内	借り換えをす ることができる。
		合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
計	31,500			

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
農地防災国庫補助事業費	35,000	(借入先) 財務省、日		据置期間を 含め30年以内	54,000			
治山国庫補助事業費	2,005,000	本郵政公社、		半年賦元利	2,327,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	4,324,000	公営企業金融 公庫、会社、		均等償還又は 元金均等償還、	4,569,000			
道路維持国庫補助事業費	1,980,000	その他		満期一括償還	1,732,000			
河川国庫補助事業費	1,572,000	(借入方法) 証書借入又		等 但し、県財	1,556,000			
海岸保全国庫補助事業費	425,000	は証券発行(他		政の都合によ	445,000			
砂防国庫補助事業費	2,168,000	の地方公共団		り、繰上償還	2,769,000			
港湾建設国庫補助事業費	860,000	体との共同発		をなし、又は	866,000			
街路国庫補助事業費	1,608,000	(その他) 工事その他	年10% 以 内	借り換えをす ることができ る。	1,552,000			(補正前に同じ)
治山災害現年発生国庫補助事業費	11,000	の都合により、 一部もしくは			105,000			
公共土木現年発生国庫補助事業費	343,000	全部を翌年度			1,547,000			
単県治山事業費	13,000	以降に繰り下			120,000			
単県道路整備事業費	11,745,000	げて借り入れ			11,495,000			
単県砂防整備事業費	557,000	することができ る。			970,000			
単県街路整備事業費	2,504,000	発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			2,471,000			
計	30,150,000				32,578,000			

平成18年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成18年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ295,550千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,202,282千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		506,250	295,550	801,800
	1 繰越金	506,250	295,550	801,800
歳 入 合 計		1,906,732	295,550	2,202,282

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸支出金		506,250	295,550	801,800
	1 繰 出 金	506,250	295,550	801,800
歳 出 合 計		1,906,732	295,550	2,202,282

平成 18 年度熊本県工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(総 則)

第 1 条 平成 18 年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第 2 条 平成 18 年度熊本県工業用水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 4 条本文括弧書中「96,672千円」を「96,694千円」に、「96,538千円」を「96,560千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 資本的収入	8,035,519千円	229,000千円	8,264,519千円
第 2 項 企業債	2,320,000千円	74,000千円	2,394,000千円
第 4 項 補 助 金	215,158千円	155,000千円	370,158千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	8,132,191千円	229,022千円	8,361,213千円
第 1 項 建設改良費	11,333千円	229,022千円	240,355千円

(継続費)

第 3 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
資本的支出	建設改良費	有明工業用水道 延伸事業	321,378	18	229,022
				19	92,356

(企業債)

第 4 条 予算第 6 条の表に次のとおり追加する。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
有明工業用水道 延伸事業	千円 74,000	(借入先) 公営企業金融公 庫、会社、銀行、 その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行 (その他) 工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年10% 以 内	借入れの年か ら据置期間を含 め28年以内 半年賦元利均 等償還又は半年 賦元金均等償還 等 但し、財政そ の他の都合によ り、繰上償還を なし、又は借り 換えをすることが できる。

熊本県告示第 1020 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。）第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 14 年 10 月 11 日熊本県告示第 772 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 18 年 10 月 10 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

嵐口加入区

熊本県告示第 1021 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。）第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 14 年 10 月 11 日熊本県告示第 773 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 18 年 10 月 10 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

新和町加入区

熊本県告示第 1022 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。）第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 14 年 10 月 11 日熊本県告示第 775 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 18 年 10 月 10 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

本渡市加入区

熊本県告示第 1023 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
有限会社ひまわりらいふ 合志市須屋 2839 番地 8	有限会社ひまわりらいふ	平成 18 年 10 月 1 日

【特定福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
有限会社ひまわりらいふ 合志市須屋 2839 番地 8	有限会社ひまわりらいふ	平成 18 年 10 月 1 日

熊本県告示第 1024 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
有限会社ひまわりらいふ 合志市須屋 2839 番地 8	有限会社ひまわりらいふ	平成 18 年 10 月 1 日

【特定介護予防福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
有限会社ひまわりらいふ 合志市須屋 2839 番地 8	有限会社ひまわりらいふ	平成 18 年 10 月 1 日

熊本県告示第 1025 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター厚生 天草市諏訪町 1 番 21 号	医療法人社団平成会	平成 18 年 10 月 1 日

熊本県告示第 1026 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター厚生 天草市諏訪町 1 番 21 号	医療法人社団平成会	平成 18 年 10 月 1 日

熊本県告示第 1027 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター新谷 天草市五和町鬼池 162 番地	医療法人一陽会	平成 18 年 10 月 1 日

熊本県告示第 1028 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター新谷 天草市五和町鬼池 162 番地	医療法人一陽会	平成 18 年 10 月 1 日

熊本県告示第 1029 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

薬局及び訪問看護ステーション の名称及び所在地	開設者の名称及び所在地	指定年月日
しんまち薬局 熊本市新町二丁目 4 番 22 号	株式会社 しんまち薬局 熊本市新町二丁目 4 番 22 号	平成 18 年 10 月 1 日
さつき薬局 熊本市池上町 43 番 2	有限会社 池ノ上薬局 熊本市池上町 43 番 2	平成 18 年 10 月 1 日
ふれあい薬局 熊本市鳶町二丁目 8 番 6 号	有限会社 坂口薬品 熊本市鳶町二丁目 6 番 1 号	平成 18 年 10 月 1 日
オリーブ薬局 熊本市世安町 332 番地	有限会社 ファーマダイワ 熊本市流通団地一丁目 56 番地	平成 18 年 10 月 1 日
やまむろ薬局 熊本市山室 5-6-7	有限会社 ファーマダイワ 熊本市流通団地一丁目 56 番地	平成 18 年 10 月 1 日
イルカ調剤薬局 熊本市武蔵ヶ丘二丁目 1 番 32 号	中野 賢誠 熊本市水前寺五丁目 12 番 1 号	平成 18 年 10 月 1 日
オーツ薬局 熊本市呉服町二丁目 28-2	有限会社 エコー薬局 熊本市田崎一丁目 3-76	平成 18 年 10 月 1 日
ひご薬局 人吉市南泉田町 5 番地	ドライアド熊本 有限会社 人吉市南泉田町 5 番地	平成 18 年 10 月 1 日
はまゆう薬局 上天草市大矢野町上 1507-2	有限会社 嶽本薬局 上天草市大矢野町上 1507-2	平成 18 年 10 月 1 日
江上薬局大橋通 山鹿市大橋通 704-1	有限会社 江上薬局 山鹿市大字山鹿 1700-1	平成 18 年 10 月 1 日
オガワ薬局 宇城市小川町河江 1-1	株式会社 美生堂 葦北郡芦北町計石 445	平成 18 年 10 月 1 日
萩原薬局 八代市萩原町一丁目 5-22	有限会社 萩原薬局 八代市萩原町一丁目 5-22	平成 18 年 10 月 1 日
とみた薬局塩屋店 八代市本町四丁目 8 番 1 号	株式会社 とみた薬局 八代市本町三丁目 2 番 1 号	平成 18 年 10 月 1 日
とみた薬局高下店 八代市高下西町字寺川 2271-3	有限会社 大倅堂薬局 八代市通町 6 番 23 号	平成 18 年 10 月 1 日
久玉薬局 天草市久玉町 1411-188	有限会社 木山ファーマシー 長崎県南島原市口之津町甲 1191 番地 2	平成 18 年 10 月 1 日
御所浦薬局 天草市御所浦町御所浦 2852-7	有限会社 木山ファーマシー 長崎県南島原市口之津町甲 1191 番地 2	平成 18 年 10 月 1 日
きりん本町薬局 球磨郡あさぎり町免田東 1497	有限会社 くすりのエスエス堂 人吉市中青井町 320	平成 18 年 10 月 1 日
訪問看護ステーション ばんせい 合志市御代志 812 番地 2	特別医療法人 萬生会 熊本市田迎町田井島 224 番地	平成 18 年 10 月 1 日

熊本県告示第 1030 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス錦ヶ丘 熊本市錦ヶ丘 26 番 11 号	有限会社熊進企画	平成 18 年 10 月 1 日

熊本県告示第 1031 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス錦ヶ丘 熊本市錦ヶ丘 26 番 11 号	有限会社熊進企画	平成 18 年 10 月 1 日

熊本県告示第 1032 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
通所リハビリテーション事業所千寿 天草市御所浦町御所浦 3100 番地 6	医療法人社団千寿会	平成 18 年 10 月 1 日

熊本県告示第 1033 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 10 月 11 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	387 号	阿蘇郡小国町大字北里字東童子院 同 所 4423 番地先から 4429 番地先まで	前	5.2 ～ 9.2	89.6	旧道移管
			後	11.8 ～ 31.2	81.2	
			後	11.8 ～ 31.2	81.2	

2 区域を変更する期日 平成 18 年 10 月 11 日

熊本県告示第 1034 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 10 月 11 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		熊本市春日一丁目		18.8		

主要 地方 道	熊本停車 場線	同市二本木一丁目	732 番 地先から	前	～ 22.0	180.0	街路
				後	35.0 ～ 39.0	180.0	
主要 地方 道	熊本高森 線	同市春日一丁目	1 番 2 地先から	前	12.7 ～ 53.2	690.0	街路
				後	36.0 ～ 89.7	690.0	

2 区域を変更する期日 平成 18 年 10 月 11 日

熊本県告示第 1035 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 10 月 11 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路 の種 類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
主要 地方 道	熊本菊鹿 線	同 所	前	7.5 ～ 20.0	43.0	道路改良
			後	7.5 ～ 20.0	43.0	

2 区域を変更する期日 平成 18 年 10 月 11 日

熊本県告示第 1036 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 10 月 11 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	二重峠菊池 線	菊池市四町分字木原 3414 番 4 地先から 同市四町分字鬼石 383 番 1 地先まで	203	単道改

2 供用を開始する期日 平成 18 年 10 月 11 日

熊本県告示第 1037 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 10 月 11 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	阿蘇一の宮線	阿蘇市一の宮町宮地字塩塚 3978 番 地先から 同町宮地字西池田 3891 番 1 地先まで	187.0	単橋改

2 供用を開始する期日 平成 18 年 10 月 19 日

公 告

熊本県公告第 745 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字前原 2403 番 4、同 2431 番 1 及び同 2431 番 10
2,131.63 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池市隈府 868 番地
東和石油株式会社

熊本県公告第 746 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字下仲間字十五 913 番 5
364.34 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上益城郡嘉島町大字下仲間字十五 913 番 5
笠 真壽

熊本県公告第 747 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市栄字六郎 2363 番 1
495.59 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
合志市幾久富 1758 番地 447
坂本 政誠

熊本県公告第 748 号

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成 15 年熊本県条例第 70 号。以下「条例」という。）に基づき、次のとおり手数料の額を承認したので公告する。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 情報提供手数料
条例第 3 条第 1 項に規定する情報提供手数料
(1) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 17 条第 1 項第 1 号に掲げる者で、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する

- る法律（平成 14 年法律第 151 号）第 2 条第 2 号に規定する行政機関等のうち、同号の八に掲げるものが署名検証者の場合における情報提供手数料 無料
- (2) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 17 条第 1 項第 1 号に掲げる者で、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第 2 条第 2 号の八に掲げるもの以外の行政機関等及び電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 17 条第 1 項第 2 号に掲げる者が署名検証者の場合
- ア OCSF レスポンダ照会方式による失効情報の提供に係る手数料 1 件当たり 10 円
- イ CRL 提供方式による失効情報の提供に係る手数料
- (ア) 毎日 1 回ずつ全都道府県の CRL を取得する方式による場合 年間 2,000,000 円
- (イ) 1 年のうち決まった日数のみ全都道府県の CRL を取得する方式による場合 取得した日数当たり 10,000 円
- (ウ) (ア) 及び (イ) とともに特定の都道府県の CRL のみを取得する場合 それぞれの単価に、当該都道府県の数 47 で除して得た数を乗じて得た額
- ただし、得られた額の端数処理については、次のとおりとする。
- (ア) については、10,000 円未満を切り上げた額
- (イ) については、1,000 円未満を切り上げた額
- ウ 失効情報ファイルの提供に係る手数料 1 日かつ 1 都道府県当たり 700 円
- (3) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 17 条第 1 項第 3 号に掲げる者が署名検証者の場合 (2) と同額
- (4) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 17 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる者が署名検証者の場合 (2) のア、イ及びウの手数料の 2 倍
- (5) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 17 条第 1 項第 6 号に掲げる者が署名検証者の場合 (2) と同額
- (6) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 17 条第 5 項第 1 号に掲げる団体又は機関が団体署名検証者の場合 (2) と同額
- (7) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 17 条第 5 項第 2 号に掲げる団体又は機関が団体署名検証者の場合 (2) と同額
- (8) (2) から (5) までに掲げる署名検証者又は (6) から (7) に掲げる団体署名検証者が、(2) から (7) までに含まれる別の規定に基づく署名検証者又は団体署名検証者を兼ねる場合 それぞれの規定に基づく情報提供手数料の合計額
- 2 適用開始日
平成 18 年 11 月 1 日

熊本県公告第 749 号

特定調達契約につき、総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県森林地図情報システム構築事業委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県農林水産部森林整備課
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 18 年 9 月 27 日
- 4 落札者の名称及び所在地
日本電気株式会社熊本支店
熊本県熊本市水道町 8 番 6 号
- 5 落札金額
31,500,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 1,500,000 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 入札公告日
平成 18 年 8 月 2 日

熊本県公告第 750 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
洋服の青山新八代店・ドラッグストアモリ八代沖店
八代市沖町字 5 番割 3692 番 2 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名

又は名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 設置する者
 青山商事株式会社 代表取締役社長 青山理
 広島県福山市王子町一丁目3番5号
 ナチュラル株式会社 代表取締役社長 森信
 福岡県朝倉市一ツ木 1148 番地の1
- (2) 小売業を行う者
 青山商事株式会社 代表取締役社長 青山理
 広島県福山市王子町一丁目3番5号
 ナチュラル株式会社 代表取締役社長 森信
 福岡県朝倉市一ツ木 1148 番地の1
- 3 大規模小売店舗を新設する日
 平成 19 年 5 月 20 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 1,867 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
 90 台
 - (2) 駐輪場の収容台数
 30 台
 - (3) 荷さばき施設の面積
 64 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
 13 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 9 時 45 分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
 4 か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前 6 時から午後 10 時まで
- 7 届出年月日
 平成 18 年 9 月 19 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局総務振興課
 平成 18 年 10 月 11 日から平成 19 年 2 月 11 日まで

熊本県公告第 751 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 2 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	大道（大作山工区）	平成 17 年 2 月 25 日	平成 18 年 2 月 28 日	上天草市

熊本県公告第 752 号

宇土市網田新地土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	岩 崎 良 公	宇土市長浜町又 511 番地の 3
”	西 村 博	宇土市長浜町 434 番地の 3
”	廣 田 敬 吾	宇土市上網田町 3249 番地
”	中 村 清 廣	宇土市長浜町 338 番地
”	森 下 周 二	宇土市長浜町 580 番地の 2
”	田 中 房 信	宇土市長浜町 369 番地

”	堀	城	宇土市上網田町 6 番地の 1
”	高野	公浩	宇土市上網田町 3206 番地
”	中村	実	宇土市長浜町 547 番地の 1
”	大平	光寛	宇土市赤瀬町 406 番地
監事	西村	力男	宇土市長浜町 504 番地の 1
”	濱口	龍治	宇土市下網田町 3942 番地の 3
”	宮本	裕一	宇土市長浜町 341 番地
就任			
理事	中村	清廣	宇土市長浜町 338 番地
”	田中	房信	宇土市長浜町 369 番地
”	岩崎	良公	宇土市長浜町又 511 番地の 3
”	森下	周二	宇土市長浜町 580 番地の 2
”	中村	実	宇土市長浜町 547 番地の 1
”	廣田	敬吾	宇土市上網田町 3249 番地
”	舟田	敏文	宇土市長浜町 2112 番地
”	野田	秀則	宇土市上網田町 6 番地の 1
”	森	茂徳	宇土市上網田町 1 番地
”	田中	義明	宇土市下網田町 2312 番地
監事	西村	博	宇土市長浜町 434 番地の 3
”	濱口	龍治	宇土市下網田町 3942 番地の 3
”	宮本	裕一	宇土市長浜町 341 番地

熊本県公告第 753 号

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、健康保険病院労働組合八代総合病院支部支部長から平成 18 年 10 月 2 日付けで次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、同法施行令（昭和 21 年勅令第 478 号）第 10 条の 4 第 4 項の規定により公表する。

平成 18 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮谷 義子

1 争議行為の目的

次の要求内容の完全獲得

- (1) 一方的労働協約破棄について協定書通り団体交渉を行うこと。
- (2) 健康保険病院労働組合本部と社団法人全国社会保険協会連合会で取り交わされた再協定については、健康保険病院労働組合八代総合病院支部と健康保険八代総合病院間でも再協定すること。
- (3) 人員確保を早急に行い、休診、休床を早期再開すること。
- (4) 小児科、整形外科休止に伴う団体交渉を早急に行うこと。
- (5) 増員・賃金・労働条件の改善
- (6) 臨時職員に関する要求
- (7) 患者サービス向上に関する要求
- (8) 施設・設備の改善に関する要求
- (9) その他の要求

2 争議行為の日時

平成 18 年 10 月 13 日午前 0 時以降本問題の要求解決に至るまでの期間

3 争議行為を行う場所

健康保険八代総合病院施設の全職場及び敷地

4 争議行為の種類

健康保険八代総合病院の全体あるいは部分的に連続を含むすべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、これに対する妨害排除のための一切の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員については配慮する。

登 載 依 頼

熊 本 県 精 神 保 健 福 祉 審 議 会 公 告 第 1 号

熊 本 県 精 神 保 健 福 祉 審 議 会 の 会 議 を 次 の と お り 開 催 し ま す 。

な お 、 当 該 会 議 の 傍 聴 の 手 続 き は 、 次 の と お り で す 。

平 成 18 年 9 月 29 日

熊 本 県 精 神 保 健 福 祉 審 議 会

- 1 開 催 日 時
平 成 18 年 10 月 16 日 (月)
午 後 3 時 从 ち ら
- 2 開 催 場 所
熊 本 市 水 前 寺 六 丁 目 18 番 1 号
熊 本 県 庁 新 館 8 階 803 会 議 室
- 3 議 題
 - (1) 精 神 保 健 及 び 精 神 障 害 者 福 祉 に 関 す る 法 律 第 38 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に 基 づ く 任 意 入 院 者 に 係 る 定 期 病 状 報 告 制 度 の 条 例 化 に つ い て
 - (2) 本 審 議 会 の 在 り 方 に つ い て
 - (3) そ の 他 障 害 者 自 立 支 援 法 に 基 づ く 県 障 害 福 祉 計 画 に 係 る 精 神 分 野 の 取 組 等 に つ い て
- 4 傍 聴 者 の 定 員
10 人
- 5 傍 聴 手 続
 - (1) 傍 聴 を 希 望 さ れ る 方 は 、 会 議 の 開 催 予 定 時 刻 ま で に 、 受 付 に お い て 氏 名 及 び 住 所 を 記 入 し 、 事 務 局 の 指 示 に 従 っ て 会 場 に 入 室 し て く だ さ い 。
 - (2) 傍 聴 の 手 続 は 、 先 着 順 で 行 い 、 定 員 に な り 次 第 終 了 し ま す 。
- 6 問 い 合 わ せ 先
熊 本 市 水 前 寺 六 丁 目 18 番 1 号
熊 本 県 精 神 保 健 福 祉 審 議 会 事 務 局 (熊 本 県 健 康 福 祉 部 障 害 者 支 援 総 室 精 神 障 害 福 祉 班)
(電 話) 096-333-2234 (直 通)